

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立倉吉未来中心等清掃業務 一式

(2) 業務の仕様

別添「鳥取県立倉吉未来中心等清掃業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務の場所

倉吉市駄経寺町212番地5ほか

(4) 業務の期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで

ただし、2019年度以降において、この本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下の全てに登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の建築物内部清掃

イ 建物等の保守管理の建築物外部清掃

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を2019年2月15日

（金）正午までに鳥取県物品契約課所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4（1）の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号または第8号に掲げる事業について鳥取県知事の登録を受けている者であること。

(6) 2013年度以降に延床面積3,000㎡以上の公共施設又は総合病院、学校等において、同様の業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当課

公益財団法人鳥取県文化振興財団

鳥取県立倉吉未来中心 総務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続き及び業務の仕様に関する問合せ先

〒682-0816 倉吉市駄経寺町212番地5

公益財団法人鳥取県文化振興財団

鳥取県立倉吉未来中心 施設利用課

電話 0858-23-5390 E-mail mirai@miraichushin.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

2019年2月8日(金)から同年2月19日(火)までの間にインターネットのホームページ(公益財団法人鳥取県文化振興財団(<http://www.torikenmin.jp>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

2019年2月8日(金)から同年2月19日(火)までの日の午前9時から午後5時までとする。ただし、鳥取県立倉吉未来中心の休館日を除く。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 郵便等による入札

認めない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

2019年3月5日(火) 午前10時00分

イ 場所

倉吉市駄経寺町212番地5 鳥取県立倉吉未来中心 セミナールーム4

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に2019年2月19日(火)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問に対する回答については、2019年2月19日(火)から同年2月23日(土)までの間、鳥取県立倉吉未来中心館内掲示板に掲示するとともに、インターネットのホームページ(公益財団法人鳥取県文化振興財団(<http://www.torikenmin.jp>))によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、4の(1)の場所に2019年2月19日(火)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者並びに開札の時に於いて2の入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

(2) 入札参加者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認書(様式第1号)

(2) 2の(5)を証するもの(登録証明書の写し)

- (3) 2の(6)を証するもの(様式第3号)
- (4) 会社概要書(次の内容が記載された書面)
 - ・会社案内
(設立年月日、資本金、本店・支店・営業所の所在地、従業員数(常勤・臨時の別)、経歴(沿革))
 - ・業務内容(営業種目)
 - ・営業に関する許可、認可、登録等
 - ・清掃業務に関する資格者名簿(建築物環境衛生管理技術者、ビルクリーニング技能士等)
 - ・契約実績(2013年4月1日以降受託した主な清掃業務)
(契約の相手方、清掃業務を受託した建物の名称・所在地・延べ床面積、清掃期間、契約金額)
- (5) 清掃業務実施体制
(予定作業責任者名(住所、年齢、性別、経験年数、清掃業務に関する資格)、作業従事者数(常勤・臨時の別)、業務実施組織図)
- (6) 緊急時連絡体制図

8 最低制限価格の設定

本件入札は、公益財団法人鳥取県文化振興財団施設管理調達最低制限価格制度実施要領(平成31年2月1日施行)第3条第1項に規定する適用対象業務に該当するため、政令第167条第2項及び会計規則第129条の規定による最低制限価格(以下「最低制限価格」という。)を設定する。

9 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を2019年2月22日(金)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、公益財団法人鳥取県文化振興財団理事長に対し、入札参加資格がないとした理由について、2019年2月26日(火)正午までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、公益財団法人鳥取県文化振興財団理事長は、説明を求めた者に対して2019年2月28日(木)までに書面により回答する。

10 入札条件

- (1) 入札は、紙面による紙入札を行うものであること。
- (2) 入札書(様式第4号)は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、表面に業務名、業務場所、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、密封して提出すること。
- (3) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額について、当該金額のうち2019年4月1日から2019年9月30日までの期間の役務の提供に相当する額については当該金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を、2019年10月1日から2024年3月31日までの期間の役務の提供に相当する額については当該金額に110分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書に記載する金額は、履行期間(2019年4月1日から2024年3月31日まで)の総額を見積もった額とすること。
- (5) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状(様式第5号)を提出しなければならない。

- (6) 入札書及び委任状のあて名は「公益財団法人鳥取県文化振興財団 理事長 三田清人」とすること。
- (7) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (8) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (10) 初度入札又は再度入札において、最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合は、次回以降の入札には参加させない。
- (11) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (12) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (5) 委任状のない代理人の入札
- (6) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (7) 記名押印のない入札書による入札
- (8) 入札金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札
- (9) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

13 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

14 契約書作成の要否

要

15 手続における交渉の有無

無

16 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び事前確認資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
- なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として入札見積金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 再委託の禁止
- ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にこの限りでない。
- (ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
- (イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
- (6) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第6号）を4の(1)の場所に提出すること。